

令和7年度高知県産品オンラインプロモーション事業委託業務仕様書

1 委託業務の名称

高知県産品オンラインプロモーション事業委託業務

2 委託業務の目的

越境 EC を含む中国向け EC モール等（以下、「EC モール等」という。）に高知県産品を出品する特設サイトを構築・運営し、オンラインプロモーションを実施することにより、EC 小売市場世界一である中国に向けた高知県産品の認知度向上および販売拡大を図るとともに、新たに輸出を目指す県内事業者の取り組みを促進する。

3 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 見積限度額

2,400 千円（消費税額及び地方消費税額等、各種税額を含む）。

5 本事業の委託先の選定方式

プロポーザル方式による審査会にて選定された事業者とする。

6 業務内容

目的を達成するため、次の各項で定める業務を実施するものとする。

（1）EC モール等の選定及び高知県産品を出品する特設サイトの作成

ア 受託者は、出品する県産品において、「8 成果目標」で定める成果目標を達成することが可能な EC モール等を選定し、特設サイトを中国語で開設すること。

なお、特設サイトの開設を予定している EC モール等において、すでに受託者の販売サイトを展開している場合、当該サイト内に特設サイトを実装することを妨げない。

イ 想定している商品は土佐酒（高知県産の清酒およびリキュール類）および加工品である。

ウ 特設サイトの商品ページには、商品の特徴や規格、イメージ画像等の基本的な情報のほか、決済方法等に関する情報も記載すること。

なお、イメージ画像は受託者が手配すること。

エ ページに掲載する内容については、出品事業者に十分確認することとし、誤りが判明した場合は、速やかに修正もしくは停止すること。

オ EC モール等はスマートフォンおよびパソコン等によるアプリケーションでログ

インが可能であること。

- カ その他、ページの制作・登録及び商品の出品、管理運営（更新、修正を含む）等に関する一切の業務は受託者が行うこと。

（２）参加事業者の募集及び選定業務

- ア EC モール等を活用して県産品を出品する県内事業者（以下、「出品事業者」という。）を募集し、問い合わせ及び申し込み等に対応すること。
- イ 出品事業者の募集に関する業務（例：申込書、応募要項、商品規格書等の書類作成や申込フォームの作成等）を行うこと。なお、出品事業者の募集は委託者が行い、取りまとめは受託者が行う。
- ウ 募集期間中には、委託者に協力し、県内事業者に広く募集告知を行うこと。
- エ 応募があった事業者の中から、出品事業者を委託者と協議のうえ選定すること。
- オ 中国向けに販売することを想定し、市場に適した商品を選定すること。
- カ 出品事業者及び商品は原則 10 社 20 品（１社あたり 2 商品程度を想定）以上とすること。
ただし、法令や EC サイトの規定、現地事情等により、販売に適さない用品は除く。
- キ 必要に応じて、法令適合調査、関係機関への審査申請を行うこと。
- ク 選定された商品については、輸出通関に関する手続き（インボイスおよびパッキングリストの作成等）、国内から中国への輸送、現地倉庫及び中国国内での配送手配等は全て受託者が行い、費用は委託料の中から支出するものとする。
ただし、受託者の指定する日本国内の指定場所までの配送料は、出品事業者負担とする。
- ケ 出品事業者に対し、EC モール等における販売価格の設定や事故・トラブルのリスクについて事前に説明をすること。

（３）販売管理

- ア 特設サイトに掲載した商品の販売に係る以下の必要事項について、出品事業者と協議し、契約締結のうえ出品を行い、掲載内容および経過の概要を委託者に報告すること。
 - ・販売価格
 - ・販売代金の出品企業への入金方法や時期
 - ・受注可能数
 - ・販売事故における補償内容
 - ・その他販売に必要な取り決め
- イ 特設サイトの利用者（以下、「利用者」という。）からの注文が入った際、出品企業に対して受注があった旨を通知し、受注品の受け取りを行うこと。
- ウ 商品の販売にあたり、安全かつ確実な決済処理が可能な方法を構築すること。

なお、選定した EC サイト内に実装されている決済方法を適用することを妨げない。

- エ 利用者による決済が確実に実施されたことを確認すること。
- オ 購入者から売上代金を回収し、各出品事業者へ支払うこと。
- カ 現地消費者等からの問い合わせに対応するための窓口を設置すること。
ただし、出品事業者でなければ回答ができない場合は、出品事業者へ確認した上で、受託者が対応すること。
- キ 商品の発送および決済などに係るクレーム・トラブル等が発生した場合は、速やかに委託者へ状況および対応策を報告し、受託者の責任において対応すること。
- ク その他、販売管理に関する一切の業務は受託者が行うこと。

(4) 特設ページ運営・管理体制

- ア 本事業の実施にあたり、必要な人員を確保するとともに、業務全体の担当責任者 1 名を定めること。また本業務を円滑に執行できる運営・管理体制を構築すること。
- イ 出品に関するアドバイスや問い合わせに対応できるサポート体制を構築すること。
- ウ 特設ページについては、受託者が適宜更新を行うこと。

(5) オンラインプロモーション業務

- ア 受託者は、「8 成果目標」で定める成果目標を達成するために、中国の SNS (WeChat、Douyin など) やインフルエンサー、マスメディアなどを活用して効果的なプロモーションを予算の範囲内で展開すること。
- イ その他、プロモーション活動の管理運営等に関する一切の業務を行うこと。
- ウ 上記業務に係る個別レポートを提出すること。

(6) 関係者との連絡調整業務

- ア 受託者は、委託者、県内事業者および利用者等からの問い合わせに対応できる体制を構築すること。
- イ 本業務を滞りなく効果的に実施するため、出品事業者および委託者との連絡調整を密に行うこと。

7 支払条件等

- ア 本業務に係る経費のうち、特設ページ掲載費については、実費相当の金額を概算払とする。
- イ 残額については、業務を完了し、検査した後に支払うものとする。

8 成果目標

出品商品の販売数 5,000 点を目標とする。ただし、令和 8 年 3 月 31 日時点で目標販売

数に満たなかった場合でも委託料を変更するものではない。

9 納品物

- ア 業務担当責任者、作業体制、連絡体制一覧
- イ 事業計画書
- ウ 事業者別売上報告書
- エ 業務完了報告書

※報告書については特に指定フォーマットは設けないが、実施状況や成果について客観的に評価できるように可視化すること。

10 その他、委託に係る留意事項

- ア 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。
- イ 本業務の達成に必要な一切の経費は受託者の負担とする。
- ウ 本業務の目的を達成するために、本仕様書の内容を変更する必要があるときは、委託者と協議のうえ予算の範囲内で対応する。
- エ 受託者は、本業務の進行状況等を随時進行するほか、委託者の求めに応じて報告を行い適切な委託費の執行に努める。
- オ 本業務の目的を達成するために、委託者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従う。
- カ 受託者は、本業務に関して知り得た業務上の情報を、事業期間にかかわらず本業務以外の目的で使用、又は第三者に漏洩してはならない。
- キ 本事業で生じた一切の訴訟については受託者の責任において対応するものとする。

以上